

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 令和 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

事業種目	①					
資産	種類	②				
	設備等の種類又は区分	③				
区分	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額 基準額残額 (⑪ - ⑫)	⑮	円
税額控除限度額 (⑧ × 10 / 100)	⑨			繰越税額控除限度 超過額 (⑮の「 年分」)	⑯	
調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越 税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
本年税額基準額 (⑩ × 20 / 100)	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑱	
本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰ - ⑱)	⑲	
所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭ + ⑲)	⑳	
本年税額控除額 (⑫ - ⑬)	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (⑳ - ㉑)
	㉑	㉒	㉓
年分 (前年分)	円	(⑰の金額) 円	
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)	外 円
合計			

機械設備等の概要

--

## 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (4) 「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。  
ただし、措法第10条の3第3項、平成29年改正前の措法第10条の3第6項及び措法第10条の5の2第3項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額、「⑬」欄の金額及び『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。  
ただし、措法第10条の3第3項、平成29年改正前の措法第10条の3第6項及び措法第10条の3第4項並びに同法第10条の5の2第3項及び同条第4項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者の機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額、「⑬」欄の金額及び「⑮」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (7) 「⑯」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「㉓」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。
- (9) 「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の3、平成29年改正法附則46